

令 和

8

# 償却資産 (固定資産税) 申告の手引き

日頃より、本市税務業務につきまして格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産にも課税されます。償却資産については地方税法第383条の規定により、事業を行っている方から毎年1月1日現在で陸前高田市内に所有している資産を申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをご覧いただき、同封の申告用紙に必要事項をご記入のうえ、下記期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

申告書の提出期限は 令和8年2月2日(月) です。

※ 提出期限間近になりますと受付窓口等が大変混雑します。

なるべく1月23日(金)までにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

## → 郵送による申告も受け付けています

※ 郵送される場合は、なるべく1月19日(月)までに発送・投函していただきますようお願いいたします。

なお、控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## → *eltax* による電子申告も受け付けています

※ 詳しくはエルタックスホームページをご覧ください。



URL: <https://www.eltax.lta.go.jp>

## → 申告書の提出・問い合わせ先

陸前高田市市民協働部税務課資産税係

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地 (市役所1階)

電話 0192-54-2111 (内線 116・117)

### « 目次 »

1 償却資産について	2ページ	7 非課税・課税標準の特例	6ページ
2 償却資産の種類・耐用年数	3ページ	8 個人番号の取り扱いについて	7ページ
3 国税の取扱いとの違い	4ページ	9 その他	7ページ
4 建物附属設備の取扱い	4ページ	10 申告書の記入方法	8・9ページ
5 評価額の算出方法	5ページ	11 過疎地域における課税免除	10ページ
6 税率と免税点	6ページ		



陸前高田市

# 1 償却資産について

## ◆ 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、特許権、電話加入権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない法人または個人が所有するものを含む。）をいいます。

## ◆ 事業の用に供することができる資産とは

ここでいう「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを必要としません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動は事業に該当します。また、「事業の用に供することができる資産」には、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

## ◆ 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産を申告していただくこととなっています。なお、次のような資産も1月1日現在、事業の用に供するうえで使用することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産
- (4) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (5) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (6) 所有権留保付売買資産で販売代金が完済されていないものであっても、買主がすでに事業の用に供している資産（買主が申告することとなります。）
- (7) 修理・改良のため支出した金額のうち、「資本的支出」に該当する資産（その場合は、区分評価となります。本体と区分して申告してください。）
- (8) 事業所が従業員の福利厚生に供するために設置している償却資産
- (9) 中小企業即時損金算入特例を適用した資産
- (10) 取得価額が10万円未満の資産で、通常の耐用年数で減価償却する資産

## ◆ 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税客体となる資産
- (2) 無形減価償却資産（ソフトウエア、営業権、電話加入権、特許権など）
- (3) 非減価償却資産（書画・骨とうなど希少性を有し、代替性がないもの）
- (4) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）、繰延資産（開業費など）
- (5) 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金（必要な経費）に算入するもの
- (6) 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却しているもの
- (7) 家屋評価（固定資産税）に含まれている建物付属設備（詳しくは4ページをご覧ください。）

## ◆ 少額減価償却資産の会計処理と償却資産申告との関係について

税務会計上の処理方法	償却資産申告
資産ごとの耐用年数で通常償却	➡ 申告が必要です。
一時に損金算入	➡ 申告は必要ありません。
一括して3年間で償却	➡ 申告は必要ありません。
中小企業損金算入特例適用（※）	➡ 申告が必要です。

※ 中小企業損金算入特例により単年度で全額償却した資産でも、地方税法では特例対象とはならないため、  
償却資産の申告は必要となりますのでご注意ください。

## 2 償却資産の種類と主な資産ごとの耐用年数

償却資産申告書には、資産の種類の区分と資産ごとの耐用年数の記入が必要です。

以下の表に主な資産の種類と法定耐用年数を例示していますので、参照してください。

番号	資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数
1	構築物	自転車・自動車置場（鉄骨造）	45	門・塀ブロック	15
		独立キャノピー		路面舗装（コンクリート敷、石敷、れんが敷）	
		土留・擁壁	30	屋上等の広告塔（金属製以外）	10
		屋上等の広告塔（金属製）	20	外灯	
		花壇・緑化施設		自転車・自動車置場（簡易なもの）	
		屋外給排水・ガス引き込み設備	15	賃借建物に附加した内装	10
		屋外受水槽・浄化槽・貯水槽		フェンス	
		可動間仕切り		路面舗装（アスファルト敷）	
		受変電・自家発電設備		移動性組立ハウス（物置など）	7
		側溝、ネット設備		可動間仕切りのうち簡易なもの	3
2	機械および装置	冷房・暖房設備	15	飲料、タバコまたは飼料製造業用設備	10
		自動車整備業用設備		宿泊業用設備	
		冷房・暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13	輸送用機械器具製造業用設備	9
		洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備		木材または木製品（家具を除く。）製造業用設備	8
		パルプ、紙または紙加工品製造業用設備	12	飲食店用設備	
		家具または設備品製造業用設備	11	ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備	
		機械式駐車場設備	10	農業用設備（農薬散布用ドローンを含む。）	7
		食料品製造業用設備		総合工事業用設備	6
<p>※ 平成20年4月30日付けで耐用年数省令の改正が行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に、機械および装置については、資産区分が390区分から55区分へ整理され、法定耐用年数の見直しが行われました。そのため、平成21年度の償却資産申告から、機械および装置については改正後の耐用年数省令別表第2を適用することになります。なお、この表はその一部を掲載しております。</p>					
3	船舶	漁船（総トン数が500t以上の鋼船）	12	釣船	5
		漁船（総トン数が500t未満の鋼船）	9	モーターボート	4
4	航空機	飛行機、ヘリコプター	5・8・10		
5	車両および運搬具	台車（金属製）	7	台車（金属製以外）	4
		構内運搬車		除雪車	
		<p><b>償却資産における特殊自動車の取扱い</b></p> <p>特殊自動車のうち、農耕用は最高速度35km未満のもの、それ以外のものは下表の規格を満たしていれば<u>小型特殊自動車（軽自動車税）</u>の課税対象なので<b>償却資産申告は必要ありません。</b></p> <p>下表の規格に該当しない特殊自動車は<b>大型特殊自動車</b>となります（ナンバーが0, 00~09および000~099または9, 90~99および900~999のもの）。その場合は<b>償却資産申告が必要です。</b></p>			
6	工具・器具および備品	金庫	20	楽器	5
		事務机・ロッカー・キャビネット（金属製）	15	コピー機・ファクシミリ・シュレッダー	
		ブライド（カーテンレールを除く。）		自動販売機	
		消火器	10	レジスター	
		電話機・電話交換機		カメラ（空撮用ドローンを含む。）	
		時計		測定工具	
		除雪機		テレビ・カラオケ	
		看板 金属製（非金属）	10（5）	理美容機器	4
		応接セット	8	プリンター	
		陳列棚		電子計算機（サーバー等）	
		陳列棚（冷凍機付および冷蔵機付）	6	パーソナルコンピュータ	
		ガス機器		カーテン	3
		デジタル構内交換設備およびデジタル電話設備		看板・ネオンサイン	
		冷蔵庫・洗濯機		治具・取付工具	
		冷暖房機器		漁具	
		インターホンおよび放送用設備		型・型枠（鍛圧工具および打抜工具）	2

### 3 国税と固定資産税(償却資産)の取扱いの比較

固定資産税(償却資産)は、以下の点で国税(法人税・所得税)と取扱いが異なります。

	固定資産税	国税(法人税・所得税)
償却計算の期間(基準日)	暦年(賦課期日制度)(※1)	事業年度
減価償却の方法	定率法(法人税法等の旧定率法と同様)	定率法・定額法の選択制(※2)
前年中の新規取得資産の償却	取得月にかかわらず半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の100分の5 (取替資産、鉱業用鉱道を除く)	1円(備忘価額)まで(※2)
改良費(資本的支出)の扱い	区分評価 (改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します。)	原則区分評価 (一部合算評価も可能)

※1 地方税法(第359条)では、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する1月1日と定められています。

※2 平成19年度に、国税(法人税)における減価償却制度の抜本的な改正が行われています。

### 4 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

固定資産税における取扱いでは、電気設備、給排水設備、空調設備などの建物附属設備は、家屋の所有者との関係や設備の性質により、下表のように家屋と償却資産のどちらかに区分して評価します。

家屋所有者と異なる方(テナント)が貸しビル、貸し店舗等に事業用として施工した内装・造作や建物附属設備等を特定附帯設備といい、テナントの方の償却資産として取扱います。

#### Q. 家屋と建物附属設備の所有者は同一ですか?

同じ場合 ⇒ 償却資産に区分されるものを家屋所有者が申告します。

異なる場合 ⇒ 施工したすべての建物附属設備をテナントの方が申告します。

設備等の内容	家屋と建物附属設備の所有者が			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
1 店舗用簡易装備・簡易間仕切り		◎		
2 工場等の動力源である電気設備		◎		
3 ビル等における受変電設備、発電機・蓄電池設備		◎		
4 中央監視制御装置、電話交換機		◎		
5 局所型の冷暖房設備、ルームエアコン		◎		
6 冷凍倉庫における冷凍設備		◎		
7 屋外に設置された給水塔、独立煙突		◎		
8 ネオンサイン、投光器、水銀灯、スポットライト		◎		
9 床・壁・天井仕上げ	○			
10 エーカーテン、ドア自動開閉設備	○			
11 電気設備(2, 3, 4に該当するものを除く)	○			
12 全館集中制御式の冷暖房・通風・ボイラー設備 (工場などの生産設備であるボイラーを除く)	○			
13 消火、排煙、災害報知設備	○			
14 屋内給排水、衛生、ガス設備	○			
15 昇降機設備	○			

## 5 評価額の算出方法

償却資産については、資産の取得時期、取得価額および耐用年数に基づき評価（評価額の計算）を行います。原則として評価額が課税標準額となります。

### 計算方法

- ① 前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日まで）に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \times 1/2)$$

- ② 前年より前（令和7年1月1日以前）に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率})$$

### 計算例

- ◆ 取得価額1,000,000円、耐用年数10年（減価率0.206）の資産を前年9月に取得した場合

$$\text{課税1年度目} = 1,000,000 \text{円} \times (1 - 0.206/2) \text{※1} = 897,000 \text{円}$$

$$\text{翌年度} = 897,000 \text{円} \times (1 - 0.206) \text{※2} = 712,218 \text{円}$$

$$\text{翌々年度} = 712,218 \text{円} \times (1 - 0.206) \text{※2} = 565,501 \text{円}$$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度額（取得価額の5%、例では50,000円）からは減価しません。

（注）計算例の※1は下記の減価率一覧表の「減価残存率・前年中取得（1-減価率/2）」に、

※2は「減価残存率・前年前取得（1-減価率）」に置き換えることができます。

### 固定資産税額（税相当額）= 課税標準額の総合計 × 1.5/100（税率）

※ 土地や家屋も所有している場合は、土地、家屋の課税標準額との合計額から税額が算出されます。

（参考）

### 減価率一覧表（減価残存率表を含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	41	0.055	0.972	0.945
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	65	0.035	0.982	0.965
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	70	0.032	0.984	0.968
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928	100	0.023	0.988	0.977

## 6 税率と免税点

### 税 率 1.5 %

税相当額は、課税標準額の総合計 × 税率 (1.5/100) で求められます。

### 免 税 点 150万円

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、償却資産にかかる固定資産税は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

## 7 非課税資産・課税標準の特例のある資産について

### ◆ 非課税

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。

非課税に該当すると見込まれる資産がある場合は、税務課へ所定の様式（固定資産非課税適用申告書）をご請求のうえ申告してください。

非課税申告書を提出する際は、非課税に該当することが確認できる書類を添付してください。

### ◆ 課税標準の特例

地方税法第349条の3および同法附則第15条の規定に該当する資産は、課税標準の特例が認められ、税負担の軽減が図られています。

課税標準の特例に該当すると見込まれる資産がある場合は、種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の摘要欄に適用条項を記入し、申告してください。その際は、課税標準の特例に該当することが確認できる書類を添付してください。

### ◆ 被災代替償却資産の特例

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が、当該償却資産に代わる償却資産を令和8年3月31日までの間に被災地域において取得し、または改良した場合には、課税標準額を4年度分2分の1とする特例が創設されています。

該当すると見込まれる資産がある場合は、種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の摘要欄に「被災代替」と記入し、申告してください。

### ◆ 中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例

中小事業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に、陸前高田市による認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、新たに取得した一定の設備に係る固定資産税（償却資産）について、従業員に対する賃上げ率に応じて、課税標準額を軽減します。

1.5%以上の賃上げを表明した場合は、固定資産税の課税標準額が3年間にわたって2分の1に軽減されます。また、3.0%以上の賃上げを表明した場合は、5年間にわたって4分の1に軽減されます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

※「先端設備等導入計画」の認定前に取得した設備は対象外です。

また、「中小事業者が新規取得した経営力向上設備に係る課税標準の特例」のように、設備取得後に計画申請を認める特例ではありませんので、ご注意ください。



詳しくはこちら

## 8 個人番号の取り扱いについて

---

社会保障・番号制度が導入されたことに伴い、申告書の提出にあたって本市が個人番号の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認（身元確認および番号確認）を行うこととしております。個人の方が申告書を窓口で提出される場合は、以下の身元確認書類および番号確認書類の掲示をお願いします。

### (1) 身元確認書類

ア 本人が提出する場合

- ・個人番号カード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類の中から1点  
または
- ・資格確認書、年金手帳、診察券、社員証、学生証等の中から2点

イ 代理人が提出する場合

- ・アに掲げる書類に加え、委任状または法定代理人であることを証する書類

ウ 税理士が提出する場合

- ・税務代理権限証書と税理士証票

エ 税理士事務所の職員等が提出する場合

- ・税務代理権限証書と税理士証票の写し

### (2) 番号確認書類

個人番号カード、通知カード、住民票の写し（個人番号が記載されたもの）等

○郵便提出の場合は、上記の身元確認書類および番号確認書類の写しを同封してください。

○電子申告の場合は、申告書に添付される電子証明等により確認を行います。

## 9 その他

---

### ◆ 実地調査のお願い

陸前高田市では、順次申告していただいた内容を確認するため、地方税法第353条および第408条の規定に基づき償却資産の所有者に対して減価償却明細書(固定資産台帳)等関係書類の提出のお願いや、償却資産の状況について実地調査を行う場合があります。その際はご協力をお願いします。

また、実地調査の結果、申告内容の修正をお願いする場合があります。その場合は現年度に限らず、過年度にさかのぼって課税することもあります。あらかじめご承知おきください。

### ◆ 申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、または正当な理由なく申告しなかった場合は、地方税法第385条、同法386条および陸前高田市税条例第73条により罰金等を科せられることがあります。

# 10 傷却資産申告書の記入のしかた

## 【1】申告書の記載例

《1.住所（納税通知書送付先）》  
個人の方は住所、法人の方は所在地を記入してください。  
納税通知書を送付する住所を記入してください。  
個人の住所又は、法人の所在地と同様の場合は記入してください。

《2.住所又は所在地》	個人の方は住所、法人の方は所在地を記入してください。	
《3.氏名》	個人の方は氏名、法人の方は名称及び代表者の氏名を記入してください。	
《4.年月日》	個人の方は生年月日、法人の方は設立年月日を記入してください。	
《5.個人番号又は法人番号》	個人の方は12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の方は13桁の法人番号を記入してください。	
《6.事業種目》	事業の内容を具体的に記入してください。（例：製造業、漁業など）	
《7.事業開始年月》	事業を開始した年月を記入してください。	
《8.～9欄》	該当する方かいる場合は記入してください。	
《10～16欄》	該当するものに✓を付けてください。	
《17.事業所用等資産の所在地》	市内における資産の所在地を記入してください。	
《18.備考》	該当する欄に○をつけてください。	
《19.～21欄》	記入する必要はありません。	
《22.備考》	該当する欄に○をつけてください。	
《23.備考》	該当する番号○で囲んでください。	
《24.備考》	該当する場合は、その年月日を記入してください。	

受付印	令和8年1月14日	岩手県陸前高田市長殿
傷却資産申告書（償却資産課税合帳）		
令和8年度	39226	
《5.個人番号又は法人番号》	【提出用】	
帳票識別コード	申告区分	□契約申告・□修正申告
処理方式	申告書送付番号	□報酬申告・□電算処理
《6.事業種目》	事業の内容を具体的に記入してください。（例：製造業、漁業など）	
《7.事業開始年月》	事業を開始した年月を記入してください。	
《8～9欄》	該当する方かいる場合は記入してください。	
《10～16欄》	該当するものに✓を付けてください。	
《17.事業所用等資産の所在地》	市内における資産の所在地を記入してください。	
《18.備考》	該当する欄に○をつけてください。	
《19～21欄》	記入する必要はありません。	
《22.備考》	該当する欄に○をつけてください。	
《23.備考》	該当する番号○で囲んでください。	
《24.備考》	該当する場合は、その年月日を記入してください。	

※印刷は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

受付印	令和8年1月14日	岩手県陸前高田市長殿
傷却資産申告書（償却資産課税合帳）		
令和8年度	39226	
《5.個人番号又は法人番号》	【提出用】	
帳票識別コード	申告区分	□契約申告・□修正申告
処理方式	申告書送付番号	□報酬申告・□電算処理
《6.事業種目》	事業の内容を具体的に記入してください。（例：製造業、漁業など）	
《7.事業開始年月》	事業を開始した年月を記入してください。	
《8～9欄》	該当する方かいる場合は記入してください。	
《10～16欄》	該当するものに✓を付けてください。	
《17.事業所用等資産の所在地》	市内における資産の所在地を記入してください。	
《18.備考》	該当する欄に○をつけてください。	
《19～21欄》	記入する必要はありません。	
《22.備考》	該当する欄に○をつけてください。	
《23.備考》	該当する番号○で囲んでください。	
《24.備考》	該当する場合は、その年月日を記入してください。	

## 〔2〕種類別明細書の記載例

## 1.1 過疎地域における固定資産税の課税免除について

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした場合は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」および「陸前高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、3年度分の固定資産税を課税免除いたします。

### (1) 対象者

青色申告をしている個人または法人

### (2) 対象地域

市内全域

### (3) 対象業種

①製造業、②旅館業（下宿営業を除く）、③農林水産物等販売業、④情報サービス業等

### (4) 対象となる要件

令和9年3月31日までに取得、製作、建設または修繕等をした設備（家屋および償却資産）で、その取得等の金額が下表に該当するもの

対象業種	個人または資本金の額等が5,000万円以下の法人	資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人	資本金の額等が1億円超の法人
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 (※)	2,000万円以上 (※)
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上 (※)	

※ 資本金の額等が5,000万円超の法人については、新設または増設に係る取得の場合に限ります。

注1 既存設備の取り換えまたは更新は、生産能力が従来に比べ、概ね30%以上増加した部分に係るものに限ります。

注2 土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に対象となる家屋の建設に着手した土地が課税免除対象になりますが、取得価格は対象となる要件の取得等の金額には含まれません。

注3 復興特別区域法による課税免除など、すでに他の減免を受けているものは、対象外となります。

### (5) 課税免除適用期間

最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分のみ

### (6) 申請方法

固定資産税課税免除申請書等を市役所税務課資産税係まで提出願います。

### (7) 申請期限

事業の用に供した日の翌年の1月31日

※事業の用に供した日が1月1日の場合は、その年の1月31日



詳しくはこちら



担当 市民協働部税務課資産税係

〒029-2292

岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地(市役所1階)

TEL (0192) 54-2111 (内線116・117)

FAX (0192) 54-3888